

青森県報

号外第五十九号

令和七年
六月三十日
(月曜日)

目次

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通規制課) ……一

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第十一号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(交通規制の対象から除く車両)

第四条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する

命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二

輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止

め」、「大型乗用自動車等通行止

め」、「二輪の自動車・一般原動

機付自転車通行止め」、「特定小

型原動機付自転車・自転車通行止

め」、「車両(組合せ)通行止

め」、「普通自転車等及び歩行者

等専用」及び「歩行者等専用」の

標識並びにこれらに係る「指定方

向外進行禁止」の標識に表示され

た車両の通行の禁止をいう。)の

対象から除く車両(リからクに掲

げる車両については、通行禁止除

外指定車標章(別記様式第一号)

を掲出しているものに限る。)

イ 災害救助、人命救助、水防活

動又は消防活動のため使用中

(当該用務を終了し、車両の通

車

改正前

(交通規制の対象から除く車両)

第四条 「同上」

「一・二 同上」

三 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する

命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二

輪の自動車以外の自動車通行止

め」、「大型貨物自動車等通行止

め」、「大型乗用自動車等通行止

め」、「二輪の自動車・一般原動

機付自転車通行止め」、「特定小

型原動機付自転車・自転車通行止

め」、「車両(組合せ)通行止

め」、「普通自転車等及び歩行者

等専用」及び「歩行者等専用」の

標識並びにこれらに係る「指定方

向外進行禁止」の標識に表示され

た車両の通行の禁止をいう。)の

対象から除く車両(リからクに掲

げる車両については、通行禁止除

外指定車標章(別記様式第一号)

を掲出しているものに限る。)

イ 災害救助、人命救助、水防活

動又は消防活動のため使用中の

車両

行禁止の規制が行われている道路を通行することを含む。以下この号において同じ。）の車両

「ロ」へ 略

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に規定する一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。）が使用中の車両

「チ」ヌ 略

ル 専ら郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に規定する郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）に規定する電報の配達のため使用中の車両

ヲ 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）に規定する医師又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）に規定する歯科医師が緊急往診のため使用中の車両

ワ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

「カ」 略

ヨ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第一項

「ロ」へ 同上

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両

「チ」ヌ 同上

ル 専ら郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

ヲ 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）に基づく医師が傷病者の緊急往診のため使用中の車両

「ワ」の細分を加える。

「同上」

「ワ」の細分を加える。

に規定する執行官が執行官法（昭和四十一年法律第一百一十一号）に基づく職務の執行のため使用中の車両

タ 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に規定する犬の捕獲のため使用中の車両

レ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に規定する臨検検査のため使用中の車両

ソ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）に基づき、国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両

ツ 検察官、検察事務官及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十条の規定により、司法警察職員として職務を行うべき者が犯罪の捜査、被疑者の逮捕、令状の執行及び検証のため使用中の車両

ネ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）に規定する電波の監視若しくは電波の質の是正又は不法に開設された無線局若しくは不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両

ナ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）に基づき、国又は地方公共団体が

「タ」の細分を加える。

「レ」の細分を加える。

「ソ」の細分を加える。

「ツ」の細分を加える。

「ネ」の細分を加える。

「ナ」の細分を加える。

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため使用中の車両 ㊦ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に規定する国又は地方公共団体による虐待を受けている児童の保護等のため使用中の車両 ㊧ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する徴税吏員が滞納処分のため使用中の車両	㊨ 刑務所、少年院又は少年鑑別所が行う収容、護送業務のため使用中の車両 ㊩ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）に規定する保護観察官が保護観察業務のため使用中の車両	㊪ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）に規定する登記官が土地建物実地調査のため使用中の車両	㊫ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両 「号の細分を削る。」 ㊬ イからオに掲げるもののほか、公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両
「号の細分を加える。」	「号の細分を加える。」	「号の細分を加える。」	㊭ 患者輸送車 ㊮ 車いす移動車 ㊯ イからヨに掲げるもののほか、公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両

四 駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両 イ 前号に規定する車両。ただし、同号りからクまでに規定する車両は、<u>駐車禁止除外指定車標章</u>（別記様式第二号）を掲出している車両に限る。	四 駐車禁止、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両 イ 前号に規定する車両。ただし、同号りからタまでに規定する車両は、<u>駐車車・駐車禁止除外指定車標章</u>（別記様式第二号）を掲出している車両に限る。
ロ [略] ハ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、<u>駐車禁止除外指定車標章</u>（別記様式第二号。他の都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたもの以外のものを含む。）を掲出しているもの（ホ）にあつては昼間（日の出時から日没時までの時間をいう。）に、（ヘ）にあつては青森県内に限る。）	ロ [同上] 「号の細分を加える。」
（イ） 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する	

障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(ロ) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(ハ) 「療育手帳制度について」（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第五百十六号）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和四十八年九月二十七日発児第七百二十五号）第三の一の（一）に定める重度の障害を有する者

(ニ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び

精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有する者

(ホ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成六年十二月一日発第千三三三号）に規定する小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第二十一条の九の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）第八表中の色素性乾皮症に限る。）

(ヘ) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、公安委員会が移動が著しく困難である者と認めるもの

ニ|| 法第五十一条の八第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため現に使用する車両で駐車禁止除外指定車標章（別記様式第二号）を掲出しているもの

「号の細分を加える。」

「号を削る。」

五 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両

イ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記様式第二号の二。他の

都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたものの以外のものを含む。）を掲出しているもの（ホ）にあつては昼間（日の出時から日没時までの時間をいう。）に、（ヘ）にあつては青森県内に限る。）

（イ） 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

（ロ） 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

（ハ） 「療育手帳制度について」（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和四十八年九月二十七日発児第七百二十五号）第三の一の（一）に定める重度の障害を有する者

（ニ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有する者

（ホ） 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成六年十二月一日

2 前項第三号及び第四号に規定する
標章の交付を受けようとする者は、
除外標章交付申請書（別記様式第三
号）により公安委員会に申請するも
のとする。

2 前項第三号から第五号までに規定
する標章の交付を受けようとする者
は、同項第三号の通行禁止除外指定
車標章は通行禁止除外指定車標章交
付申請書（別記様式第三号）によ
り、同項第四号の駐停車・駐車禁止
除外指定車標章は駐停車・駐車禁止
除外指定車標章交付申請書（別記様
式第四号）により、同項第五号の駐
車禁止除外指定車標章は駐車禁止除
外指定車標章交付申請書（別記様式
第四号）により公安委員会に申請す
るものとする。

（ヘ） 身体障害者福祉法（昭和
二十四年法律第二百八十三
号）に基づく身体障害者手
帳の交付を受けている者の
うち、公安委員会が移動が
著しく困難である者と認め
るもの

ロ 法第五十一条の八第一項に規
定する放置車両の確認及び標章
の取付けのため現に使用する車
両で駐車禁止除外指定車標章
（別記様式第二号の二）を掲出
しているもの

3 前項の申請書には、次の各号に掲
げる標章の種別に応じて、それぞれ
当該各号に掲げる書類を添付しなけ
ればならない。

一 第一項第三号リからクまで、第
四号イただし書及び同号二に規定
する車両に係る標章

イ 当該申請に係る車両の自動車
検査証の写し又は自動車検査証
記録事項が記載された書面

ロ 当該車両に係る用途を疎明す
る書面

〔号の細分を削る。〕

二 第一項第四号ハに規定する車両
に係る標章

イ 標章の交付を受けようとする
者が、同号ハの（イ）から
（ヘ）までに掲げる者のいづれ
かに該当することを疎明する書
面

ロ 標章の交付を受けようとする
者が本人であることを確認する
に足りる書面

3 前項の申請書には、次の各号に掲
げる標章の種別に応じて、それぞれ
当該各号に掲げる書面又はその写し
を添付しなければならない。

一 第一項第三号リからタまでに規
定する車両に係る標章

イ 当該申請に係る車両の自動車
検査証

ロ 当該車両が第一項第三号リか
らタまでに規定する車両のいず
れかに該当することを疎明する
書面

ハ イ及びロに掲げるもののほ
か、青森県警察本部長が必要と
認める書面

二 第一項第五号イに規定する車両
に係る標章

イ 標章の交付を受けようとする
者が、同号イの（イ）から
（ヘ）までに掲げる者のいづれ
かに該当することを疎明する書
面

ロ イに掲げるもののほか、青森
県警察本部長が必要と認める書
面

4 公安委員会は、第二項の規定による申請があつた場合において、第一項第三号リからクまで、第四号イのただし書及び同号二に規定する車両又は第一項第四号ハの（イ）から（ヘ）に掲げる者のいずれかに該当する者が使用すると認めるときは、標章を交付しなければならない。 5 第一項第三号リからクまで、第四号イのただし書及び同号二に規定する車両又は第一項第四号ハに掲げる車両に係る標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。	4 公安委員会は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両が第一項第三号リからタに該当すると認めるとき又は同項第五号イの（イ）から（ヘ）に掲げる者のいずれかに該当する者が使用すると認めるときは、標章を交付しなければならない。 5 第一項第三号リからタ又は第五号イに掲げる車両に係る標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。	6 駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 〔一〕三 略	6 駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 〔一〕三 同上	7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（別記様式第四号）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。 8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、除外標章記載事項変更届（別記様式第四号の二）に記載事項の変更を証する書面を添えて、公安委員会に届け出て、標章に変更に係る事項	〔項を加える。〕
の記載を受けなければならない。 9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第六項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 10 略 （警察署長の駐車許可） 第九条 法第四十五条第一項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。	7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 8 同上 （警察署長の駐車許可） 第九条 法第四十五条第一項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合又は警察署長がやむを得ないと認める場合に許可するものとする。	〔一〕三 略 四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められるものであること。	〔一〕三 同上 四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものであること。	イ 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 ロ 略 2 法第四十九条の五の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。	イ 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 ロ 同上 2 法第四十九条の五の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次のいずれにも該当する場合又は警察署長がやむを得ないと認める

一 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、	二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。	三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。	四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められるものであること。	五 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	六 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	七 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
一 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、	二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。	三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。	四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものであること。	五 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	六 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	七 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
一 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、	二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。	三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。	四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものであること。	五 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	六 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	七 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
一 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、	二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。	三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。	四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものであること。	五 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	六 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	七 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
一 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、	二 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。	三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。	四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものであること。	五 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	六 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	七 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

7 警察署長は、第一項又は第二項の規定による許可をする場合は、駐車許可証（別記様式第五号）を交付し

6 警察署長は、駐車を許可する場合は、駐車許可証（別記様式第五号）を交付しなければならない。

なければならぬ。ただし、第三項ただし書きに規定する場合は、この限りでない。

略	8
同上	7

9 第七項の規定による許可証の交付
「項を加える。」

を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記様式第五号の二）により、当該許可証を交付した警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

10| 第七項の規定による許可証の交付
「項を加える。」

項に變更を生じたときは、駐車許可証記載事項變更届（別記様式第五号の三）に記載事項の變更を証する書面を添えて当該許可証を交付した警察署長に届け出て、許可証に變更に係る事項の記載を受けなければならぬ。

警察署長は、第七項の規定による
「項を加える。」

許可証の交付を受けた者が第六項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

第七項の規定による許可証の交付

「項を加える。」

6 警察署長は、駐車を許可する場合は、駐車許可証（別記様式第五号）を交付しなければならない。

7
〔同上〕

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

を受けた者は、前項の規定により許可を取り消された場合は、当該許可証を返納しなければならない。

13| 第七項の規定による許可証の交付

を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第三号の場合）にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証を廃棄しなければならない。

一 駐車許可の期間が満了したとき。

二 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

三 駐車許可証の再交付を受けた後
において亡失した駐車許可証を發
見し、又は回復したとき。

(高齡運転者等標章の返納手続)

第九條の二 法第四十五條の二第四項の規定により高齡運転者等標章を返納しようとする者は、高齡運転者等標章返納届（別記様式第五号の四）に高齡運転者等標章を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

[illegible]

「項を加える。」

(高齡運転者等標章の返納手続)

第九條の二 法第四十五條の二第四項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、高齢運転者等標章返納届（別記様式第五号の二）に高齢運転者等標章を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

[illegible]

「様式を削る。」

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

注 1 申請者は丸枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

注 1 申請書には、駐草の場所を明らかにした図面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。

備考 表中の「」は注記である。

「様式を加える。

「様式を加える。」

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭